

浦川原区 地域協議会だより

発行日：令和3年2月25日
通算：第50号
発行：浦川原区地域協議会
編集：地域協議会編集委員会
地域協議会事務局
(総務・地域振興グループ内)

令和3年度 地域活動支援事業 事前相談を開始します

地域活動支援事業は、地域における課題の解決により、地域の活力の向上を図るため、住民の皆さんが自発的、主体的に行う地域活動に対して支援を行う制度です。

令和3年度も募集が行われる見通しとなったことから、募集に先立ち、3月1日（月）から事前相談を開始いたします。

浦川原区の魅力の発信や、地域を元気にする取組などに、地域活動支援事業を積極的にご活用ください。多くの皆様からの提案をお待ちしております。

裏面に地域活動支援事業の概要や提案書提出から事業完了後までの主な流れをまとめましたので参考にしてください。

提案の募集開始は4月1日の予定です。詳しくは3月25日に全戸配布する募集要項をご覧ください。

《事前相談の期間等》

- 期 間：令和3年3月1日（月）から3月31日（水）まで
- 時 間：午前8時30分から午後5時まで
- 窓 口：浦川原区地域協議会事務局
(浦川原区総合事務所3階 総務・地域振興グループ内)
電話：025-599-2301
- その他：休日や受付時間外に相談を希望する場合は、事前にご相談ください。



令和2年度地域活動支援事業成果報告会及び 令和3年度地域活動支援事業説明会の開催について

令和2年度に地域活動支援事業を活用して事業を実施した団体の成果報告を行うとともに、令和3年度地域活動支援事業の概要や浦川原区の採択方針等についての説明を行います。

事前申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、来場いただく際はマスクの着用と手指消毒をお願いします。

- 日時：令和3年3月6日（土） 午後1時30分から4時まで（予定）
- 会場：浦川原コミュニティプラザ 市民ホール（浦川原区総合事務所 4階）
※新型コロナウイルス感染防止のため、会場収容人数を50人に制限しています。

《地域活動支援事業の概要》



■提案できる人

5人以上で構成、活動する法人または団体（新規設立団体も可能）

■提案できる事業

法人または団体が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

■提案できない事業

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治、宗教活動を目的とする事業
- ・国、県の補助制度と重複して助成を受けようとする事業や市の補助制度の要件に合致する事業
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■補助の対象となる経費等

提案事業の目的を達成するため、直接必要な経費が補助対象となります。

■補助対象にならない経費

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ・応募団体等の運営に要する経費（人件費、事務所の家賃等）
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象）

提案書提出から事業完了後までの主な流れ

事務局では、提案書や実績報告書の作成など、提案者のサポートを行いますのでお気軽にご相談ください。

